

## 2-3 社会環境

### 1) 人口・産業

計画地（みかも山公園）周辺の市町：栃木市・佐野市に関する人口及び産業別就業人口を下表に示す。

図表 2.15 みかも山公園周辺の市の人口及び就業人口



地区名	行政区域 人口	産業別就業人口								就業率	
		第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能 の産業	総数		
栃木市※	H12	145,317	4,931	6.7%	28,198	38.2%	40,506	54.9%	184	73,819	50.8%
	H17	142,774	4,731	6.7%	24,300	34.3%	41,394	58.4%	413	70,838	49.6%
	H22	139,262	3,792	5.7%	22,058	33.2%	39,433	59.3%	1,207	66,490	47.7%
佐野市	H12	125,671	2,638	4.1%	19,458	30.4%	25,267	39.4%	16,747	64,110	51.0%
	H17	123,926	2,477	4.0%	23,820	38.1%	35,882	57.3%	401	62,580	50.5%
	H22	121,249	1,682	2.9%	20,401	34.6%	34,541	58.6%	2,294	58,918	48.6%

(※平成22年度時点(市町合併済み)の栃木市の値を示す)

出典)「国勢調査」平成12年、平成17年、平成22年

#### ■行政区域人口

2市とも年々減少傾向にある。

## ■産業

2市とも第1次産業・第2次産業は年々減少し、第3次産業は増加している。なお、就業率は、約50%で横ばい状態にある。

なお、地域の特産品としては、ナシやブドウ、イチゴなどの果実があげられ、計画地周辺には果樹園が多くみられる。また、近隣には大型商業施設や、さらには、佐野工業団地などの立地も見られる。

## ■人口の年齢構造

生産年齢人口は、栃木市が62.8%、佐野市が62.9%である。

図表 2.16 みかも山公園周辺の市の人口及び産業別就業人口

地区名	15歳未満人口		15～64歳人口		65歳以上人口	
	年少人口		生産年齢人口		高齢人口	
栃木市	17,832	12.8%	87,210	62.8%	33,925	24.4%
佐野市	15,402	12.8%	75,834	62.9%	29,394	24.4%

出典)「国勢調査」平成22年

## ■産業の人口構造

2市の産業大分類での人口は、いずれも【製造業】が最も高く、次いで【卸売・小売業】となっている。

図表 2.17 みかも山公園周辺の市の産業別就業人口

産業大分類	栃木市		佐野市	
総数	66,490		58,918	
A 農業, 林業	3,788	5.7%	1,681	2.9%
うち農業	3,771	5.7%	1,617	2.7%
B 漁業	4	0.0%	1	0.0%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	80	0.1%	135	0.2%
D 建設業	5,040	7.6%	4,028	6.8%
E 製造業	16,938	25.5%	16,238	27.6%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	200	0.3%	161	0.3%
G 情報通信業	569	0.9%	330	0.6%
H 運輸業, 郵便業	4,279	6.4%	3,854	6.5%
I 卸売業, 小売業	11,085	16.7%	9,672	16.4%
J 金融業, 保険業	1,299	2.0%	922	1.6%
K 不動産業, 物品賃貸業	572	0.9%	575	1.0%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,325	2.0%	1,136	1.9%
M 宿泊業, 飲食サービス業	3,133	4.7%	3,280	5.6%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3,010	4.5%	2,725	4.6%
O 教育, 学習支援業	2,843	4.3%	2,396	4.1%
P 医療, 福祉	5,914	8.9%	5,185	8.8%
Q 複合サービス事業	496	0.7%	407	0.7%
R サービス業(他に分類されないもの)	2,661	4.0%	2,453	4.2%
S 公務(他に分類されるものを除く)	2,047	3.1%	1,445	2.5%
T 分類不能の産業	1,207	1.8%	2,294	3.9%

出典)「国勢調査」平成22年

## 2) 土地の沿革

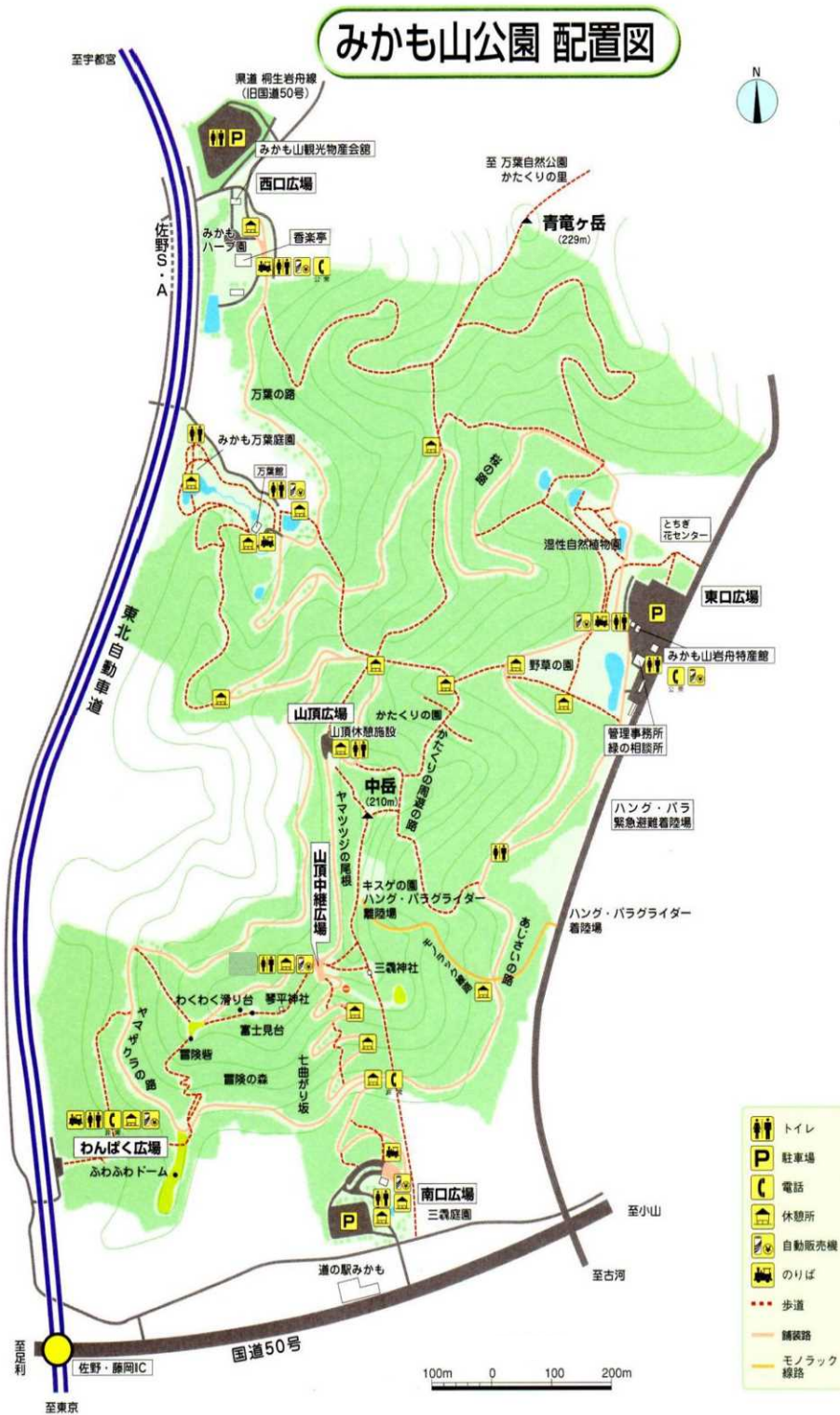
計画地は、栃木市・佐野市の境にあたるみかも山公園内の北東部に位置する。

みかも山公園は、関東平野の北部に位置する万葉集にも詠まれた三毳山の一部を利用した県内最大の都市公園であり、昭和63年1月5日に都市計画公園(県南大規模公園)として決定された。

標高25m~209mと高低差があり、アカマツ、クヌギ、コナラなどの樹林に囲まれ、カタクリ・アズマイチゲ・ニリンソウなどの山野草が自生し、**花の百名山にも選定**される自然の豊かな公園であり、公園内には3ヶ所計839台分(東口:普通車233台・大型6台、南口:普通車215台、西口:普通車365台・大型20台)の駐車場が整備されており、無料で利用することができる。なお、計画地は東口が最も近い。

また、園内には広場やトイレ・休憩所、ハイキングコースが複数箇所整備され、フラワートレインで、広い園内を巡ることもでき、**年間約80万人の人が訪れている**。

図表 2.18 みかも山公園案内図



図表 2.19 みかも山公園開園時間

	開園時間	備考
3月1日～9月30日	8:30～18:30	○通年開園(駐車場も同じ) ○緑の相談所・香楽亭・フラワートレイン 毎週火曜日(祝日の場合はその翌日)及び年末年始(12/29～1/1)は休み
10月1日～2月28日	8:30～17:30	

### 3) 交通

計画地は、東北自動車道佐野藤岡 IC に近く、国道 50 号・下都賀西部広域農道を経由し、所要時間約 10 分で到達できる。なお、計画地へのアクセスは、自動車利用が主となり、公共交通機関を利用する場合は、タクシー併用となる (JR 岩舟駅から約 4 km、徒歩 45 分)。

計画地周辺の道路交通量は、平日は国道 50 号が 25,862 台/12h、主要地方道桐生岩舟線が 13,314 台/12h である。なお、計画地へ直接アクセスする下都賀西部広域農道の交通量は不明であるが、同一線 (北側の延伸) の県道中岩舟線の平日交通量は 3,333 台/12h となっている。

図表 2.20 最寄りの駅とインターチェンジからの距離・時間

	自動車利用	電車・タクシー利用		
	佐野藤岡 IC	JR 両毛線		東武日光線
		岩舟駅	佐野駅	静和駅
東口	約 2 km (約 10 分)	約 4 km (約 5 分)	約 8 km (約 20 分)	約 6 km (約 12 分)
南口	約 1 km (約 5 分)	約 6 km (約 7 分)	約 10 km (約 25 分)	約 5 km (約 10 分)
西口	約 5 km (約 20 分)	約 5 km (約 10 分)	約 5 km (約 15 分)	約 7 km (約 15 分)

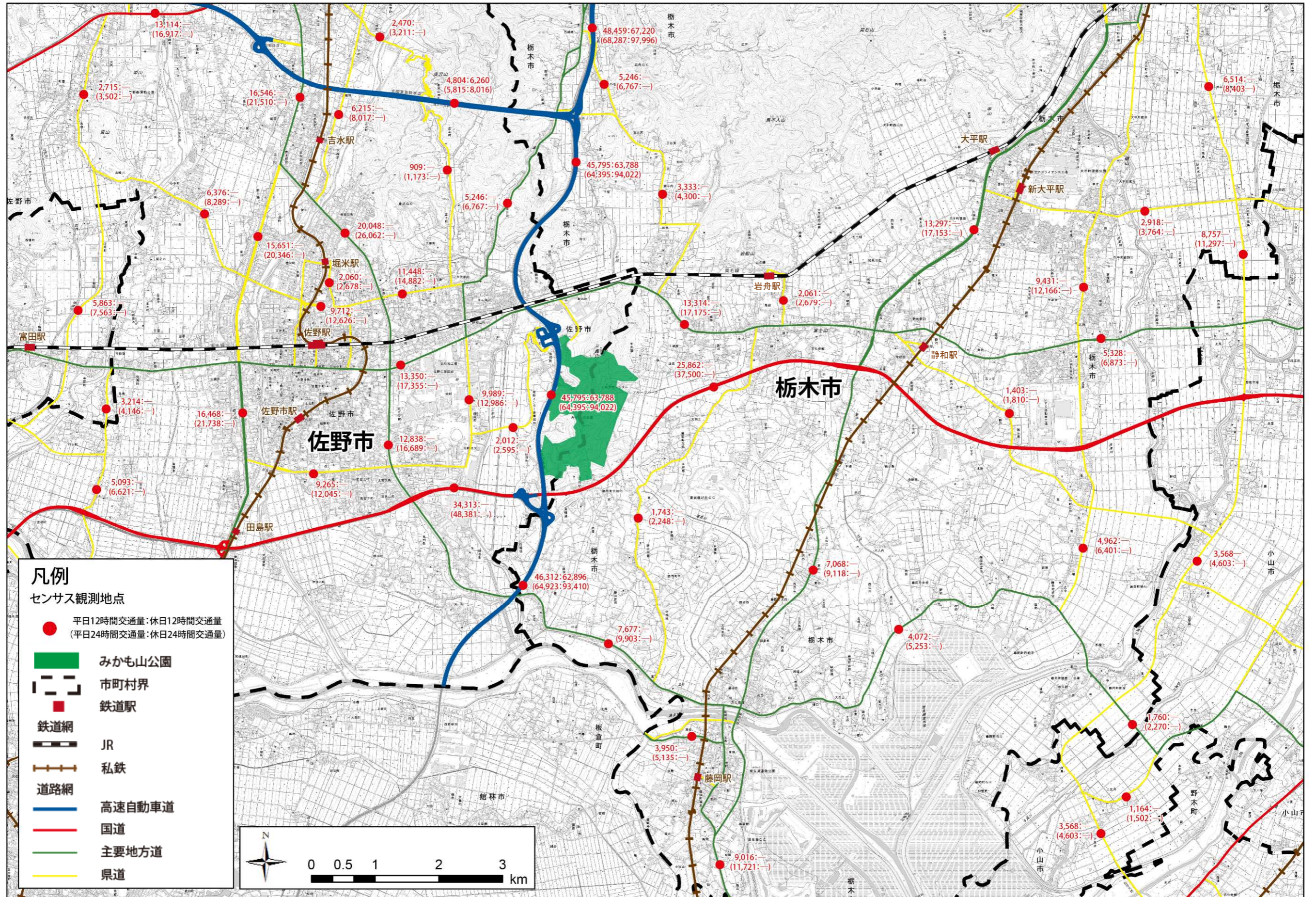
出典) みかも山公園パンフレット (栃木県公園事務所)

図表 2.21 計画地周辺の道路交通量

	平日	休日
	交通量 (12H/24H)	交通量 (12H/24H)
国道 50 号 (東北道以東)	25,862 台/37,500 台	(観測データなし)
国道 50 号 (東北道以西)	34,313 台/48,381 台	〃
(主) 桐生岩舟線	13,314 台/17,175 台	〃
(県) 静藤岡線	1,743 台/2,248 台	〃
(県) 中岩舟線	3,333 台/4,300 台	〃
東北道 (佐野藤岡 IC 以南)	46,312 台/64,923 台	62,896 台/93,410 台
東北道 (佐野藤岡 IC 以北)	45,795 台/64,395 台	63,788 台/94,022 台

出典) 平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査

図表 2.22 計画地周辺の道路交通量



#### 4) 法規制状況

計画地における法規制状況を下表に示す。

図表 2.23 計画地における関係法令による指定・規制状況のまとめ

項目		法令等との関係	備考	
公害防止関係	大気汚染に係る環境基準	○	(環境基本法)	
	大気汚染に係る排出基準・規制地域	△	設置施設による(大気汚染防止法・県生活環境の保全等に関する条例)	
	水質汚濁に係る環境基準	○	(環境基本法)	
	水質汚濁に係る排出基準	△	設置施設による(水質汚濁防止法・県生活環境の保全等に関する条例)	
	騒音に係る環境基準・指定地域	○	C地域に該当(環境基本法)	
	騒音に係る規制基準・指定地域		×	用途地域外のため規制対象外(騒音規制法)
			△	設置施設、建設作業時に使用する施設による(県生活環境の保全等に関する条例)
	振動に係る規制基準・指定地域		×	用途地域外のため規制対象外(振動規制法)
			△	設置施設、建設作業時に使用する施設による(県生活環境の保全等に関する条例)
	悪臭に係る規制基準・指定地域		×	用途地域外のため規制対象外(悪臭防止法)
			△	設置施設による(県生活環境の保全等に関する条例)
	土壌汚染指定区域	×	土壌汚染対策法	
	土地の形質変更に係る規制	△	土地の形質変更の面積による(土壌汚染対策法)	
	地盤沈下に係る地下水揚水規制地域	×	工業用水法	
指定揚水施設の設置に係る規制	△	設置施設による(県生活環境の保全等に関する条例)		
自然環境関係	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	自然環境保全法等
		自然環境保全地域	×	
		県自然環境保全地域	×	
		県緑地環境保全地域	×	
	自然公園	国立公園	×	
		国定公園	×	
		県立自然公園	×	
その他	鳥獣保護区	○	鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	
防災関係	急傾斜地崩壊危険区域	×		
	地すべり防止区域	×		
	砂防指定地	×		
	保安林	×		
文化財	国・県・市町村指定文化財	×		
	周知の埋蔵文化財包蔵地	×		
土地利用	都市地域	○	市街化調整区域、都市公園	
	農業地域	×		
	森林地域	○	地域森林計画対象民有林(森林法)	
都市公園	都市公園	○	(都市公園法・栃木県都市公園条例等) 設置する施設は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設として位置付けが必要。	
その他	栃木県開発許可等審査基準	△	市街化調整区域では全ての開発行為が対象。	
	栃木市宅地開発指導要綱	△	原則として市に帰属するものとする。ただし、法第32条の協議に基づき、別に管理者を定めた場合を除くものとする。	

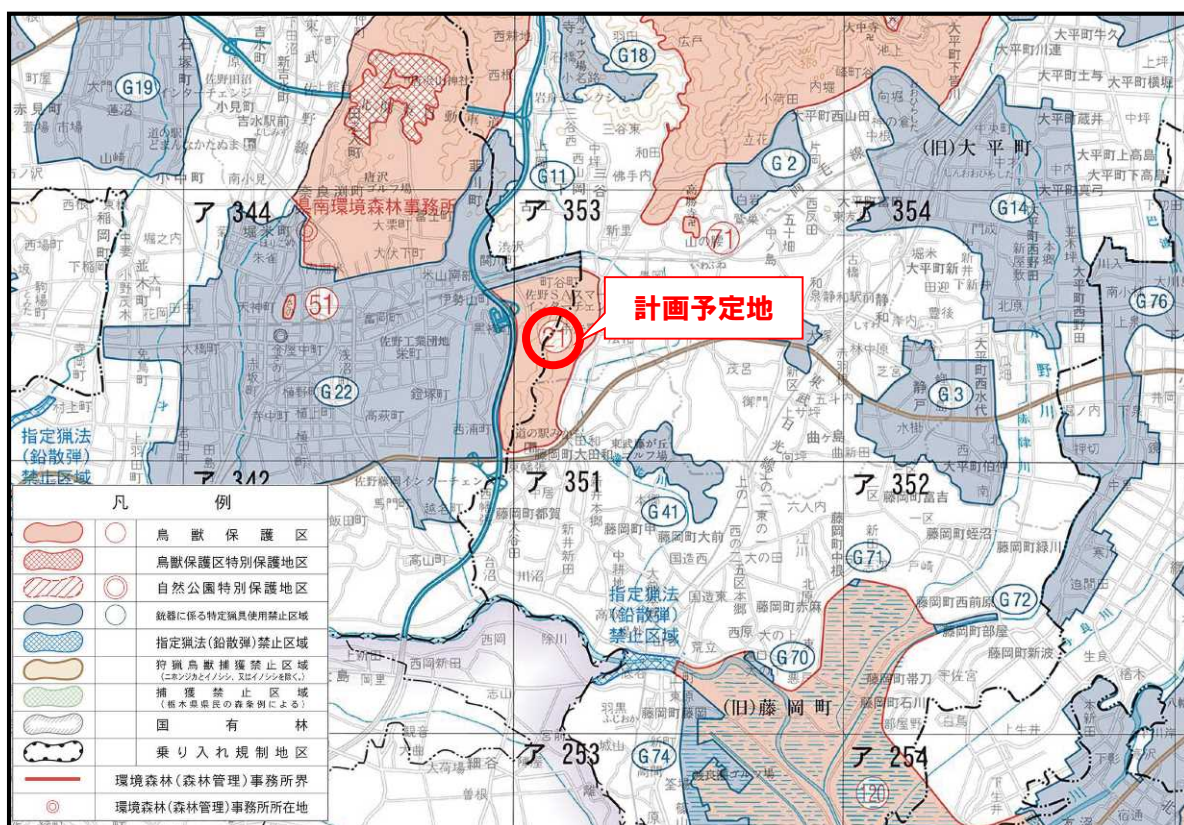
凡例… ○ : 該当、△ : 該当可能性あり、× : 該当せず

なお、栃木県環境影響評価条例においては、環境影響評価の対象事業の種類ごとに、事業実施区域に応じた事業規模の要件を規定しており、計画地は配慮地域に該当するものの、事業種類が対象事業には該当しないため、環境影響評価の対象とはならない。

図表 2.24 栃木県環境影響評価条例における地域区分

関係法令	計画地	環境影響評価条例における地域区分		
		特別配慮地域	配慮地域	普通地域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	鳥獣保護区 特別保護地区	特別配慮地域を 除く地域	特別配慮地域及 び配慮地域を除 く地域
自然公園法	—	国立公園 特別地域		
都市計画法	市街化調整区域 (都市計画公園)	風致地区		
自然環境保全法	—	自然環境保全地域 特別地区		
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—	生息地等保護区 管理地区		
栃木県自然公園条例	—	県立自然公園 特別地域		
自然環境の保全及び緑化に関する条例	—	栃木県自然環境 保全地域特別地区	栃木県緑地環境 保全地域	

図表 2.25 鳥獣保護区等位置図





図表 2.26 環境影響評価の対象事業

事業の種類+B2:B2:F19	規模の要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
1. 道路の新設又は改築			
一般国道、県道及び市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上	4車線以上かつ長さ5km以上
林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2. ダムの新築	湛水面積50ha以上	湛水面積37.5ha以上	湛水面積25ha以上
3. 飛行場の設置又は変更	すべての飛行場（変更にあつては、着陸帯の等級の変更を伴うものに限る。）		
4. 工場・事業場の設置又は変更（製造業、ガス供給業又は熱供給業に限る。）	敷地面積20ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上
	排水量が1万m <sup>3</sup> /日以上又は燃料の燃焼能力が重油換算で10kl/時以上		
5. 廃棄物処理施設の設置又は変更			
焼却施設	処理能力が12t/時以上		
廃棄物最終処分場	埋立面積10ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
6. 土地区画整理事業（※）	施行面積20ha～50ha以上	施行面積15ha～37.5ha以上	施行面積10ha～25ha以上
7. 新住宅市街地開発事業	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上
8. 住宅団地の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上
9. 工業団地の造成	造成面積20ha以上	造成面積15ha以上	造成面積10ha以上
10. 新都市基盤整備事業	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上
11. 流通業務団地の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上
12. 試験研究団地の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上
13. スポーツ・レクリエーション施設の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上
14. 農用地の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上
15. 土石の採取	採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上
16. 鉱物の掘採	採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上
17. 複合開発事業（※）	施行面積20ha～50ha以上	施行面積15ha～37.5ha以上	施行面積10ha～25ha以上
18. 自動車テストコース用地の造成	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上

- 注1. この表は、栃木県環境影響評価条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体の事業に適用する場合は、規則の別表第1を参照して下さい。
2. 環境影響評価法の対象事業に該当するものは除きます。
3. 「特別配慮地域」とは、特に環境配慮を要する地域で国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、県自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区、生息地等保護区の管理地区、特別緑地保全地区及び風致地区です。
4. 「配慮地域」とは、環境配慮を要する地域で国立公園の区域、県立自然公園の区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区及び生息地等保護区のうち特別配慮地域以外の地域並びに県緑地環境保全地域です。
5. 「普通地域」とは、特別配慮地域及び配慮地域以外の地域です。
6. ※印の事業の規模要件は、工業系の土地利用と工業系以外の土地利用の割合によります。
7. 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域内に設置される工場・事業場の規模要件は、排水量10,000m<sup>3</sup>/日以上ではなく7,500m<sup>3</sup>/日以上が適用されます。

出典) 栃木県 環境森林政策課

図表 2.27 栃木県環境影響評価条例における対象事業(別表1)

事業の種類	規模の要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
1 条例別表第1号に掲げる事業	<p>(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに規定する道路(以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが10km以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 一般国道等の改築の事業であって道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(車線の数を4以上増加させるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10km以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号に規定する林道(以下「林道」という。)の新設の事業(幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが10km以上である林道を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 林道の改築の事業であって新たに林道を設けるもの(新たに設けられる林道の部分の幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが10km以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5km以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 一般国道等の改築の事業であって道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(車線の数を4以上増加させるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が7.5km以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 林道の新設の事業(幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが7.5km以上である林道を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 林道の改築の事業であって新たに林道を設けるもの(新たに設けられる林道の部分の幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが7.5km以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが5km以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 一般国道等の改築の事業であって道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(車線の数を4以上増加させるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5km以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 林道の新設の事業(幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが5km以上である林道を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 林道の改築の事業であって新たに林道を設けるもの(新たに設けられる林道の部分の幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが5km以上であるものに限る。)</p>
2 条例別表第2号に掲げる事業	<p>ダムの新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の水面の面積(以下「水面面積」という。)が50ha以上であるダムを設けるものに限る。)</p>	<p>ダムの新築の事業(水面面積が37.5ha以上であるダムを設けるものに限る。)</p>	<p>ダムの新築の事業(水面面積が25ha以上であるダムを設けるものに限る。)</p>
3 条例別表第3号に掲げる事業	<p>(1) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設(以下「飛行場等」という。)の設置の事業</p> <p>(2) 飛行場等の変更の事業(航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第2項の表の上欄に掲げる空港等の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる着陸帯の等級の変更を伴うものに限る。)</p>		
4 条例別表第4号に掲げる事業	<p>(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業(以下「製造業等」という。)に係る工場又は事業場の設置の事業(当該事業の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供する土地の敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「工場等の敷地」という。)が20ha以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 製造業等に係る工場又は事業場の規模の変更の事業(工場等の敷地が20ha以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 製造業等に係る工場又は事業場の施設の設置の事業(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定する排水(以下「排水」という。)の1日当たりの平均的な量が10,000m<sup>3</sup>(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域(以下「指定地域」という。)にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が7,500m<sup>3</sup>)以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油に換算して1時間当たり10kℓ以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 製造業等に係る工場又は事業場の施設の規模の変更の事業(1日当たりの平均的な排水の量が10,000m<sup>3</sup>(指定地域にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が7,500m<sup>3</sup>)以上増加するもの又は燃料の燃焼能力が重油に換算して1時間当たり10kℓ以上増加するものに限る。)</p>	<p>(1) 製造業等に係る工場又は事業場の設置の事業(工場等の敷地が15ha以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 製造業等に係る工場又は事業場の規模の変更の事業(工場等の敷地が15ha以上増加するものに限る。)</p>	<p>(1) 製造業等に係る工場又は事業場の設置の事業(工場等の敷地が10ha以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 製造業等に係る工場又は事業場の規模の変更の事業(工場等の敷地が10ha以上増加するものに限る。)</p>

図表 2.28 栃木県環境影響評価条例における対象事業(別表1-(2))

事業の種類	規模の要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
5 条例別表第5号に掲げる事業	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却により処理をする施設(以下「ごみ焼却施設」という。)又は廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却により処理をする施設(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(1時間当たりの処理能力が12t以上である施設を設けるものに限る。)</p> <p>(2) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業(1時間当たりの処理能力が12t以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が10ha以上のものに限る。)</p> <p>(4) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が10ha以上増加するものに限る。)</p>	<p>(3) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が7.5ha以上のものに限る。)</p> <p>(4) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が7.5ha以上増加するものに限る。)</p>	<p>(3) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が5ha以上のものに限る。)</p> <p>(4) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が5ha以上増加するものに限る。)</p>
6 条例別表第6号に掲げる事業	<p>土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)である事業(施行地区のうち新たに市街化区域に編入する区域及び新たに用途地域を定める区域を合わせた区域について、次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。)</p> <p>算式  <math display="block">\frac{(B+C+E+F+G+H)}{50ha} + \frac{D}{20ha}</math></p>	<p>土地区画整理事業である事業(施行地区のうち新たに市街化区域に編入する区域及び新たに用途地域を定める区域を合わせた区域について、次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。)</p> <p>算式  <math display="block">\frac{(B+C+E+F+G+H)}{37.5ha} + \frac{D}{15ha}</math></p>	<p>土地区画整理事業である事業(施行地区のうち新たに市街化区域に編入する区域及び新たに用途地域を定める区域を合わせた区域について、次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。)</p> <p>算式  <math display="block">\frac{(B+C+E+F+G+H)}{25ha} + \frac{D}{10ha}</math></p>
7 条例別表第7号に掲げる事業	<p>新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業(以下「新住宅市街地開発事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ha以上であるものに限る。)</p>	<p>新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が37.5ha以上であるものに限る。)</p>	<p>新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が25ha以上であるものに限る。)</p>
8 条例別表第8号に掲げる事業(6の項及び7の項に掲げる事業を除く。)	<p>2以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「住宅団地」という。)の造成の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)</p>	<p>住宅団地の造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)</p>	<p>住宅団地の造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)</p>
9 条例別表第9号に掲げる事業(6の項に掲げる事業を除く。)	<p>製造業等に係る2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「工業団地」という。)の造成の事業(造成に係る面積が20ha以上であるものに限る。)</p>	<p>工業団地の造成の事業(造成に係る面積が15ha以上であるものに限る。)</p>	<p>工業団地の造成の事業(造成に係る面積が10ha以上であるものに限る。)</p>
10 条例別表第10号に掲げる事業	<p>新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業(以下「新都市基盤整備事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ha以上であるものに限る。)</p>	<p>新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が37.5ha以上であるものに限る。)</p>	<p>新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が25ha以上であるものに限る。)</p>

図表 2.29 栃木県環境影響評価条例における対象事業(別表1-(3))

事業の種類	規模の要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
11 条例別表第11号に掲げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第1項に規定する流通業務施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「流通業務団地」という。)の造成の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)	流通業務団地の造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)	流通業務団地の造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)
12 条例別表第12号に掲げる事業	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査を行う2以上の施設の用に供する敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「試験研究団地」という。)の造成の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)	試験研究団地の造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)	試験研究団地の造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)
13 条例別表第13号に掲げる事業	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第1条第2項第1号に規定する工作物又はスキー場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「スポーツ・レクリエーション施設用地」という。)の造成の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)
14 条例別表第14号に掲げる事業	土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第3号に規定する農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。以下「農用地の造成」という。)の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)	農用地の造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)	農用地の造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)
15 条例別表第15号に掲げる事業	(1) 土、砂利(砂及び玉石を含む。)及び採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石(以下「土石」という。)の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が50ha以上であるものに限る。) (2) 土石の採取の事業の規模の変更(採取の用に供される場所の面積が50ha以上増加するものに限る。)	(1) 土石の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が37.5ha以上であるものに限る。) (2) 土石の採取の事業の規模の変更(採取の用に供される場所の面積が37.5ha以上増加するものに限る。)	(1) 土石の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が25ha以上であるものに限る。) (2) 土石の採取の事業の規模の変更(採取の用に供される場所の面積が25ha以上増加するものに限る。)
16 条例別表第16号に掲げる事業	(1) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条に規定する鉱物(以下「鉱物」という。)の掘採の事業(掘採の用に供される場所の面積が50ha以上であるものに限る。) (2) 鉱物の掘採の事業の規模の変更(掘採の用に供される場所の面積が50ha以上増加するものに限る。)	(1) 鉱物の掘採の事業(掘採の用に供される場所の面積が37.5ha以上であるものに限る。) (2) 鉱物の掘採の事業の規模の変更(掘採の用に供される場所の面積が37.5ha以上増加するものに限る。)	(1) 鉱物の掘採の事業(掘採の用に供される場所の面積が25ha以上であるものに限る。) (2) 鉱物の掘採の事業の規模の変更(掘採の用に供される場所の面積が25ha以上増加するものに限る。)
17 第3条第2項第1号に掲げる事業	6の項から13の項までに掲げる事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われる事業(以下「複合開発事業」という。)である事業(次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。) 算式 $((A+B+C+E+F+G+H) / 50ha) + (D / 20ha)$	複合開発事業である事業(次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。) 算式 $((A+B+C+E+F+G+H) / 37.5ha) + (D / 15ha)$	複合開発事業である事業(次の算式により算定した数値が1以上であるものに限る。) 算式 $((A+B+C+E+F+G+H) / 25ha) + (D / 10ha)$

図表 2.30 栃木県環境影響評価条例における対象事業(別表1-(4))

事業の種類	規模の要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
18 第3条第2項第2号に掲げる事業	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車又はその部品の性能検査のために実施する試験走行の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「自動車用テストコース」という。)の造成の事業(造成に係る面積が50ha以上であるものに限る。)	自動車用テストコースの造成の事業(造成に係る面積が37.5ha以上であるものに限る。)	自動車用テストコースの造成の事業(造成に係る面積が25ha以上であるものに限る。)
<p>備考</p> <p>1 「特別配慮地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画において定められる鳥獣保護区(以下「鳥獣保護区」という。)のうち同法第29条第1項の規定により特別保護地区として指定された区域</p> <p>(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園の区域(以下「国立公園の区域」という。)のうち同法第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域</p> <p>(4) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定により自然環境保全地域として指定された区域(以下「自然環境保全地域」という。)のうち同法第25条第1項の規定により特別地区として指定された区域</p> <p>(5) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により特別緑地保全地区として定められた区域</p> <p>(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項に規定する生息地等保護区(以下「生息地等保護区」という。)のうち同法第37条第1項の規定により管理地区として指定された区域</p> <p>(7) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第2条第1号に規定する県立自然公園の区域(以下「県立自然公園の区域」という。)のうち同条例第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域</p> <p>(8) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定により栃木県自然環境保全地域として指定された区域(以下「栃木県自然環境保全地域」という。)のうち同条例第15条第1項の規定により特別地区として指定された区域</p> <p>2 「配慮地区」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>(1) 鳥獣保護区、国立公園の区域、自然環境保全地域、生息地等保護区、県立自然公園の区域、栃木県自然環境保全地域のうち特別配慮地域を除く地域</p> <p>(2) 自然環境の保全及び緑化に関する条例第21条第1項の規定により栃木県緑地環境保全地域として指定された区域</p> <p>3 「普通地域」とは、特別配慮地域及び配慮地域以外の地域をいう。</p> <p>4 配慮地域と特別配慮地域が重複する地域において事業が実施される場合にあっては、特別配慮地域の規模の要件を適用するものとする。</p> <p>5 配慮地域に係る事業が特別配慮地域にわたって実施される場合にあっては、特別配慮地域における規模を配慮地域における規模に算入し、配慮地域の規模の要件を適用するものとする。普通地域に係る事業が配慮地域又は特別配慮地域にわたって実施される場合にあっては同様とする。</p> <p>6 4の項に掲げる事業にあっては、法又は条例の規定に基づき環境影響評価が行われた工業団地の敷地内に評価書の内容のとおり設置されるもの(環境への負荷が増加しない変更又は環境への負荷の増加が軽微である変更のみを行って設置されるものを含む。)であると知事が認めるものを除く。</p> <p>7 6の項及び17の項に規定する算式の符号は、次のとおりとする。</p> <p>A 条例別表第6号に掲げる事業の施行地区の面積</p> <p>B 条例別表第7号に掲げる事業の施行区域の面積</p> <p>C 条例別表第8号に掲げる事業の造成に係る面積</p> <p>D 条例別表第9号に掲げる事業の造成に係る面積</p> <p>E 条例別表第10号に掲げる事業の施行区域の面積</p> <p>F 条例別表第11号に掲げる事業の造成に係る面積</p> <p>G 条例別表第12号に掲げる事業の造成に係る面積</p> <p>H 条例別表第13号に掲げる事業の造成に係る面積</p>			

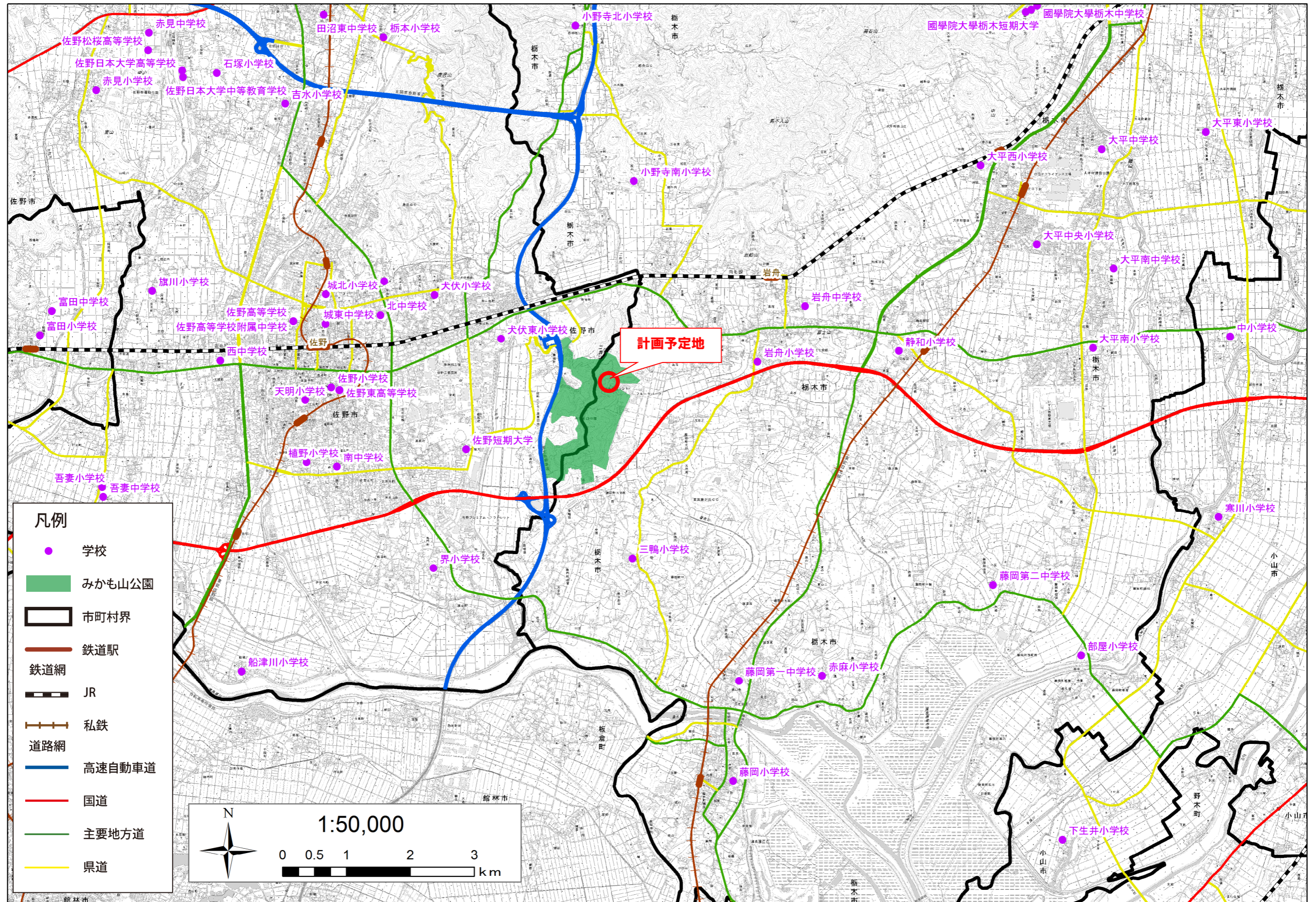
## 5) 周辺公共施設

計画地周辺の主要な公共施設としては、以下に示すものがあり、これら地域の施設と連携を考慮していくことが考えられる。

図表 2.31 計画地周辺の公共施設

	NO	施設名称		NO	施設名称
足利市	1	足利警察署多田木町駐在所		75	佐野警察署旗川駐在所
	2	栗田美術館		76	佐野警察署吉水駐在所
	3	市立富田小学校		77	佐野警察署犬伏駐在所
	4	市立富田中学校		78	佐野警察署吾妻駐在所
栃木市	5	栃木警察署藤岡交番	佐野市	79	佐野警察署出流原駐在所
	6	栃木警察署西水代駐在所		80	佐野警察署石塚駐在所
	7	栃木警察署大平駐在所		81	佐野警察署赤見駐在所
	8	栃木警察署富田駐在所		82	佐野警察署多田駐在所
	9	栃木警察署みかも駐在所		83	佐野警察署田島駐在所
	10	栃木警察署赤麻駐在所		84	消防本部
	11	栃木警察署部屋駐在所		85	消防署
	12	栃木警察署下津原駐在所		86	消防署西分署
	13	栃木警察署小野寺駐在所		87	消防署北分署
	14	栃木警察署静駐在所		88	佐野市役所
	15	栃木警察署和泉駐在所		89	佐野市役所田沼行政センター
	16	消防署大平分署		90	佐野市役所赤見支所
	17	消防署藤岡分署		91	総合福祉センター
	18	消防署岩舟分署		92	田之入老人福祉センター
	19	栃木市役所大平総合支所		93	茂呂山老人福祉センター
	20	栃木市役所藤岡総合支所		94	田沼老人福祉センター
	21	栃木市役所岩舟総合支所		95	榎野デイサービスセンター
	22	栃木市役所部屋出張所		96	犬伏デイサービスセンター
	23	大平健康福祉センター		97	石塚デイサービスセンター
	24	岩舟健康福祉センター		98	南児童館
	25	大平高齢者デイサービスセンターまゆみ		99	東児童館
	26	藤岡高齢者生きがいセンター		100	こどもの国
	27	小野寺ふれあい館		101	西児童館
	28	おおひら歴史民俗資料館		102	田沼児童館
	29	藤岡歴史民俗資料館		103	郷土博物館
	30	岩舟石の資料館		104	市立図書館
	31	大平図書館		105	市立田沼図書館
	32	藤岡図書館		106	赤坂保育園
	33	おおひらふじ幼稚園		107	赤見城保育園
	34	大平みなみ幼稚園		108	石塚保育園
	35	岩舟幼稚園		109	伊勢山保育園
	36	しずわでら幼稚園		110	大橋保育園
	37	ハンビ幼稚園		111	高萩保育園
	38	ふじおか幼稚園		112	たぬま保育園
	39	大平西保育園		113	堀米保育園
	40	大平南第1保育園		114	吉水保育園
	41	大平南第2保育園		115	よねやま保育園
	42	大平中央保育園		116	若宮保育園
	43	ひかり保育園		117	あづま保育園
	44	フォレストキッズ保育園		118	市立界小学校
	45	いわふね保育園		119	市立葛生南小学校
	46	すみれ保育園		120	市立旗川小学校
	47	藤岡はーとらんど保育園		121	市立吉水小学校
	48	市立三鴨小学校		122	市立犬伏小学校
	49	市立赤麻小学校		123	市立犬伏東小学校
	50	市立大平西小学校		124	市立戸奈良小学校
	51	市立大平中央小学校		125	市立吾妻小学校
	52	市立大平東小学校		126	市立佐野小学校
	53	市立大平南小学校		127	市立城北小学校
	54	市立藤岡小学校		128	市立榎野小学校
	55	市立部屋小学校		129	市立石塚小学校
	56	市立岩舟小学校		130	市立赤見小学校
	57	市立小野寺南小学校		131	市立船津川小学校
	58	市立小野寺北小学校		132	市立多田小学校
	59	市立静和小学校		133	市立天明小学校
	60	市立皆川中学校		134	市立田沼小学校
	61	市立大平中学校		135	市立栃本小学校
	62	市立大平南中学校		136	市立城東中学校
	63	市立藤岡第一中学校		137	市立西中学校
	64	市立藤岡第二中学校		138	市立赤見中学校
	65	市立岩舟中学校		139	市立田沼西中学校
	66	関東信越国税局佐野税務署		140	市立田沼東中学校
	67	佐野公共職業安定所		141	市立南中学校
	68	関東運輸局栃木運輸支局佐野自動車検査登録事務所		142	市立北中学校
	69	佐野警察署		143	県立佐野高等学校附属中学校
	70	佐野警察署佐野駅前交番		144	佐野日本大学中等教育学校・高等学校
	71	佐野警察署大橋町交番		145	県立佐野高等学校
	72	佐野警察署田沼交番		146	県立佐野東高等学校
	73	佐野警察署南交番		147	県立佐野松桜高等学校
	74	佐野警察署界駐在所			

図表 2.32 計画地周辺の公共施設(学校)



## 6) 観光・レクリエーション

計画地周辺の主要観光施設としては、計画地が位置するみかも山公園自体が自然や植物を生かした観光・レクリエーション地となっており、栃木市においては、みかも山公園及びとちぎ花センター、道の駅「みかも」に訪れる観光客数が市の観光客数の約2割(H27)を占める。なお、計画地周辺のみかも山公園・とちぎ花センター・万葉自然公園かたくりの里に訪れる観光客数は、計約90.5万人(H25～27の平均値)となっている。

栃木市における月別観光客入込数をみると、3～5月が約3割を占め、これはかたくりをはじめとする三疊山の山野草の開花期と合致する。

なお、平成18年4月にオープンした道の駅「みかも」は、計画地に隣接するとちぎ花センターを上回る年間約43万人の観光客を集客する施設として賑わいをみせている。

図表 2.33 計画地周辺の観光・レクリエーション

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	備考
栃木市	5,109,911人	5,632,285人	5,646,886人	
みかも山公園	401,000人	418,000人	423,000人	東口集計
みかも山公園	131,000人	133,000人	131,000人	南口集計
とちぎ花センター	316,000人	315,000人	326,000人	
道の駅「みかも」	371,000人	364,000人	427,000人	
佐野市	6,953,482人	6,974,249人	6,939,518人	
万葉自然公園かたくりの里	35,000人	47,000人	38,000人	

出典) 平成27年(2015)栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果

図表 2.34 栃木市における月別観光客入込数(平成27年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	
454,529	295,340	411,977	762,674	519,224	475,087	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
362,209	464,766	596,278	430,505	566,525	307,772	5,646,886

出典) 平成27年(2015)栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果



図表 2.35 計画地周辺の観光・レクリエーション

